

香川県 I C T活用工事（法面工）積算要領

1. 適用範囲

本要領は、3次元設計データを活用した法面工に適用する。

2. 適用工種

○法面工

モルタル吹付

コンクリート吹付

機械播種施工による植生工（植生基材吹付，客土吹付，種子散布）

人力施工による植生工（植生マット，植生シート，植生筋，筋芝，張芝）

現場吹付法枠工

落石雪害防止工

なお、上記以外の工種においても、I C T施工技術を活用できる場合は、I C T活用工事としてもよい。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事および設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

（1）費用計上の方法

出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点／㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～６）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率および現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理（面管理を行った場合）
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理（面管理を行った場合）
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理（面管理を行った場合）
- ５）地上写真測量を用いた出来形管理（面管理を行った場合）
- ６）モバイル端末を用いた出来形管理（面管理を行った場合）

（２）費用計上にあたっての留意事項

- １）「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
- ２）受注者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
 - ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合
 - ・補正係数を乗じて算出される金額＜受注者からの見積による金額
 - ②受注者からの見積による金額を計上する場合
 - ・補正係数を乗じて算出される金額＞受注者からの見積による金額

５．施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第１編第２章 工事費の積算」および「第Ⅰ編第１１章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。